

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	都市緑地法等の一部を改正する法律案	
担当部局	国土交通省都市局公園緑地・景観課 電話番号：03-5253-8111 e-mail: hqt-ctbkrk-hourei@ml.mlit.go.jp 国土交通省都市局都市計画課 電話番号：03-5253-8111 e-mail: hqt-ctbtki@ou.mlit.go.jp 国土交通省住宅局市街地建築課 電話番号：03-5253-8111 e-mail: hqt-shigaichi07@ml.mlit.go.jp	
評価実施時期	平成29年2月9日	
規制の目的、内容及び必要性等	都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。	
	法令の名称・関連条項とその内容	【法律案の名称】 都市緑地法等の一部を改正する法律案 【関連条項とその内容】 (1) 緑化地域の緑化率に係る基準の強化(都市緑地法第34条、第35条) (2) PFI事業として公園施設の設置・管理を行う場合の許可期間の延伸(都市公園法第5条第4項) (3) 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加(都市公園法第7条第2項) (4) 田園住居地域(仮称)の創設(都市計画法第8条・建築基準法第48条等) (5) 田園住居地域内の農地における開発規制(都市計画法第52条) (6) 生産緑地地区の面積要件の見直し(生産緑地法第3条) (7) 生産緑地地区における建築規制の緩和(生産緑地法第8条) (8) 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期(生産緑地法第10条の2等)
想定される代替案	なし	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	(1) 緑化地域の緑化率に係る基準の強化 ・建築物の緑化に要する費用 (2) PFI事業として公園施設の設置・管理を行う場合の許可期間の延伸 ・特になし (3) 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加 ・特になし (4) 田園住居地域(仮称)の創設 ・特になし (5) 田園住居地域内の農地における開発規制 ・許可の申請費用 (6) 生産緑地地区の面積要件の見直し ・特になし (7) 生産緑地地区における建築規制の緩和 ・特になし (8) 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期 ・特になし	—

(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化地域の緑化率に係る基準の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (2) PFI事業として公園施設の設置・管理を行う場合の許可期間の延伸 <ul style="list-style-type: none"> ・許可に係る業務に関する費用 (3) 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加 <ul style="list-style-type: none"> ・許可に係る業務に関する費用 (4) 田園住居地域(仮称)の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (5) 田園住居地域内の農地における開発規制 <ul style="list-style-type: none"> ・許可に係る業務に関する費用 (6) 生産緑地地区の面積要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定に係る業務に関する費用 (7) 生産緑地地区における建築規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (8) 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期 <ul style="list-style-type: none"> ・告示に係る業務に関する費用 	-
(その他の社会的費用)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緑化地域の緑化率に係る基準の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (2) PFI事業として公園施設の設置・管理を行う場合の許可期間の延伸 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (3) 保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (4) 田園住居地域(仮称)の創設 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (5) 田園住居地域内の農地における開発規制 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (6) 生産緑地地区の面積要件の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (7) 生産緑地地区における建築規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし (8) 生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期 <ul style="list-style-type: none"> ・特になし 	-
規制の便益	便益の要素	代替案の場合

	<p>(1)緑化地域の緑化率に係る基準の強化 市街化が進展し稠密な土地利用が行われている中心市街地等において、良好な環境の形成に必要な緑の確保が図られる。</p> <p>(2)PFI事業として公園施設の設置管理を行う場合の許可期間の延伸 民間の活力を活かした公園施設の設置管理が促進され、公園利用者の利便の向上や行政コストの削減が図られる。</p> <p>(3)保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加 国家的な課題である待機児童問題への対応が進められるとともに、都市公園の利用が促進され、都市公園の機能の増進が図られる。</p> <p>(4)田園住居地域(仮称)の創設 都市内で営まれる農業の利便の増進と、農地と住宅が一体となった良好な住環境の保護を図ることが可能となる。</p> <p>(5)田園住居地域内の農地における開発規制 市街地像を損なうような一定規模以上の開発を制限することにより、農地が存する地域の特性が無秩序に損なわれる事態を回避することが可能となる。</p> <p>(6)生産緑地地区の面積要件の見直し 現行制度では生産緑地地区とすることができない小規模な農地の中でも市街地において高い緑地機能を発揮している農地について、生産緑地地区として保全することが可能となり、都市内の緑地機能の確保が図られる。</p> <p>(7)生産緑地地区における建築規制の緩和 都市農地における農業活動の収益性を高めることで、生産緑地の所有者等が営農を継続できるようになり、都市農地を適正に保全していくことが可能になる。</p> <p>(8)生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期 生産緑地地区の告示の日の30年以後、所有者の意思のみに委ねられ、都市計画不安定な状態に置かれることとなるが、生産緑地の買取り申出が可能となる始期の延期する制度を設けることで良好な都市環境を図る上で特に有効な生産緑地の保全の継続が図られ、都市内の緑地機能の確保が図られる。</p>	—
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>本案については、遵守費用、行政費用は共に一定程度発生するものの、これらの措置を講じることにより、都市の国際競争力及び防災機能が強化され、また、地域の実情に応じた市街地整備が推進され、都市の再生が図られることから、便益が費用を上回っていると考えられる。</p>	
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>○「都市農業振興基本計画」(平成28年5月13日閣議決定)(抜粋) 第2 3 (2)生産緑地制度の活用 「行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を図る意義について検討した上で、必要な対応を行う。さらに、現行の生産緑地制度は、指定後30年を経過すると買取り申出が可能となり、申出以降は農地保全のための土地利用規制が働かなくなることも踏まえ、適正な農地保全策を検討する必要がある。」 第2 3 (3)新たな土地利用計画制度の方向性 「また、都市計画上の意義が認められる農地のより確実な保全を図る観点から、都市計画制度の充実を検討する。」</p> <p>○「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) 第2 3. (2) i) ⑤生産現場の周辺にある優れた知見の結集・活用 「都市農業振興基本法(平成27年法律第14号)の制定を受け、都市にしかない斬新で多様な切り口を生かした新しい農業を振興するため、新たな取組の場となる農地の確保や、新規就農者、ベンチャー意識を持った企業等の参入を促進するための法整備等を行う。また、都市農業の成長産業化を図るため、ICTを活用した農業等について検討を進める。」</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) 第2章 2. (2) ⑥攻めの農林水産業の展開 「活力ある農山漁村の構築に向け、都市と農山漁村の教育交流、農業者の就業構造改善、農観連携、集落間連携、都市農業振興等を進める。」</p>	
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則第5条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしていることから、平成34年度にRIA事後検証シートにより事後検証を実施する。また、事後検証までの期間を分析対象期間とする。</p>	
<p>備考</p>		